

令和元年防衛省令第一号

令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の施行に伴う自衛隊法施行規則等の特別に関する省令

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十七条第四項及び第五十五号、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第五条、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第五条において準用する同法第二条第三項第三号並びに国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）第一条において準用する同法第三条第二項第一号、第四条第四号及び第五条の規定に基づき、平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の施行に伴う自衛隊法施行規則等の特別に関する省令を次のように定める。

令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第三十五号第一項において準用する同法第二十五条第七項に規定する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
自衛隊法施行規則（昭一和二十九年条）と総理府令第一第（四十号）	六 国六 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七十九年法律第二百二十二号）	六 国六 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七十九年法律第二百二十二号）	六 国六 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七十九年法律第二百二十二号）

第三十三号第二項	第三十三号第二項	第三十三号第二項	第三十三号第二項
「派遣職員措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号。以下「博覧会特措法」という。）第三十五条第一項において準用する博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣された者であつて、博覧会協会の規定により派遣された者（以下「派遣職員」という。）の特定業務（博覧会特措法第三十五条第一項において準用する博覧会特措法第二十四条第一項に規定する「派遣定業務をいう。」）の遂行に当たり、特に推賞に値する功績があつたもの」ということ。	「派遣職員措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号。以下「博覧会特措法」という。）第三十五条第一項において準用する博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣された者であつて、博覧会協会の規定により派遣された者（以下「派遣職員」という。）の特定業務（博覧会特措法第三十五条第一項において準用する博覧会特措法第二十四条第一項に規定する「派遣定業務をいう。」）の遂行に当たり、特に推賞に値する功績があつたもの」ということ。	「派遣職員措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号。以下「博覧会特措法」という。）第三十五条第一項において準用する博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣された者であつて、博覧会協会の規定により派遣された者（以下「派遣職員」という。）の特定業務（博覧会特措法第三十五条第一項において準用する博覧会特措法第二十四条第一項に規定する「派遣定業務をいう。」）の遂行に当たり、特に推賞に値する功績があつたもの」ということ。	「派遣職員措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号。以下「博覧会特措法」という。）第三十五条第一項において準用する博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣された者であつて、博覧会協会の規定により派遣された者（以下「派遣職員」という。）の特定業務（博覧会特措法第三十五条第一項において準用する博覧会特措法第二十四条第一項に規定する「派遣定業務をいう。」）の遂行に当たり、特に推賞に値する功績があつたもの」ということ。

第七号第一項	第九号第二項	第七号第一項	第九号第二項
「流派遣職員又は博覧会派遣職員が、交流派遣職員又は博覧会派遣職員を派遣する業務（以下「派遣業務」という。）に当たるときは、同法第二十五条第七項に規定する派遣職員（次条第一号ロにおいて「一般職」の博覧会派遣職員」という。）の博覧会協会の特定業務（博覧会特措法第二十四条第一項に規定する特定業務をい、当該特定業務に係る労働者災害補償保険法第七号第二項に規定する通勤（当該特定業務に係る就業の場を国家公務員災害補償法第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤	「流派遣職員又は博覧会派遣職員が、交流派遣職員又は博覧会派遣職員を派遣する業務（以下「派遣業務」という。）に当たるときは、同法第二十五条第七項に規定する派遣職員（次条第一号ロにおいて「一般職」の博覧会派遣職員」という。）の博覧会協会の特定業務（博覧会特措法第二十四条第一項に規定する特定業務をい、当該特定業務に係る労働者災害補償保険法第七号第二項に規定する通勤（当該特定業務に係る就業の場を国家公務員災害補償法第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤	「流派遣職員又は博覧会派遣職員が、交流派遣職員又は博覧会派遣職員を派遣する業務（以下「派遣業務」という。）に当たるときは、同法第二十五条第七項に規定する派遣職員（次条第一号ロにおいて「一般職」の博覧会派遣職員」という。）の博覧会協会の特定業務（博覧会特措法第二十四条第一項に規定する特定業務をい、当該特定業務に係る労働者災害補償保険法第七号第二項に規定する通勤（当該特定業務に係る就業の場を国家公務員災害補償法第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤	「流派遣職員又は博覧会派遣職員が、交流派遣職員又は博覧会派遣職員を派遣する業務（以下「派遣業務」という。）に当たるときは、同法第二十五条第七項に規定する派遣職員（次条第一号ロにおいて「一般職」の博覧会派遣職員」という。）の博覧会協会の特定業務（博覧会特措法第二十四条第一項に規定する特定業務をい、当該特定業務に係る労働者災害補償保険法第七号第二項に規定する通勤（当該特定業務に係る就業の場を国家公務員災害補償法第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤

第十條第一号ロ		又は法、法科大学院派遣職員又は一般職博覧会派遣職員が	務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。)を含む。次条第一号ロにおいて同じ。)を
は	業務又は業務、		
教授等の業務	教授等の業務又は一般職博覧会派遣職員、博覧会協会の特定業務		

附則

この省令は、平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の施行の日（令和元年五月二十三日）から施行する。

附則（令和三年七月二日防衛省令第五号）

この省令は、令和三年九月一日から施行する。